

EU向け輸出水産食品取扱施設の認定手続 Q&A

Q1. 認定申請時、魚種や品目について、どのように申請すればよいのか。

A. 認定申請においては、

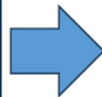
○現在、製造している製品で、当面輸出する予定がなくても、今後、EU向けに取り扱うことが想定される魚種や品目について、あらかじめ幅広く申請することができます。それ以外の製品については、製造工程手順等の確認のため、事前のテスト製造が必要となります。

○また、セミドレスやドレスのような形態ごとでなく、例えば「ブリ加工品（セミドレス・ドレス・フィレ・ロイン）」のようにまとめて申請していただくことが可能です。

Q2. 認定後の変更手続きを知りたい。

A. 施設の構造の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更の有無によって、手続きが異なります。

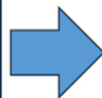
①施設の構造の大幅な変更又は
HACCPプランの変更を伴う場合



変更承認申請（[承認後に出荷可能](#)）
別紙様式6-1を使用

※ 施設の構造の大幅な変更とは、施設（建屋）の増改築、製造ラインの新設（従前とは異なるもの）等が該当し、HACCPプランの変更とは、重要管理点の変更を伴う製品の追加や製法の変更等が該当します。

②それ以外の軽微な変更の場合



変更報告（[報告のみで出荷可能](#)）
別紙様式6-3を使用

例：○ 製造形態の追加や魚種の追加であって、
（ブリフィレの品目で認定を取得したがブリロインを追加したい、
ブリフィレの品目で認定を取得したがタイフィレの品目を追加したい等）
且つ、製造ラインの新設や重要管理点の変更を伴わない場合

○ 単なる品目名の変更、ベルトコンベア等の機器の入れ替え 等

Q3. 変更承認申請か変更報告か、どちらか判断できない場合はどこに問い合わせたらよいのか。

A. 農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）へご相談ください。